

令和3年7月8日

新型コロナウイルス感染症  
に関する要望書

宮城県知事 村井 嘉浩



本県では、感染拡大防止と経済回復の両立を図るため、令和2年7月に策定した「新型コロナウイルス感染症対応方針」に基づき、総合的に対策を推進してまいりました。

今年3月からの感染拡大を受け、4月5日から5月11日まで「まん延防止等重点措置」が適用されましたが、適用解除後は、継続的な人流分析や感染症対策の認証制度を新設するなどリバウンド防止対策を強化し、現在も感染拡大防止に県民一丸となって取り組んでいるところです。

今後は早期のワクチン接種等により、感染の影響を最小限に抑える感染拡大防止体制を整備するとともに、落ち込んだ県経済の回復に向けた取組を進めていかなければならず、そのためには、ワクチンや治療薬の早期開発をはじめ、対策の司令塔となる国の取組としっかり連携していく必要があります。

加えて、感染症の拡大が復興事業の進捗に与える影響も懸念されており、復興の完遂には、引き続き、国による確かな支援が必要不可欠です。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関し、本県が必要としている各種事業に対する支援等を、速やかに、かつ確実に実施するよう強く要望いたします。

## 1 円滑なワクチン接種に向けた体制の整備

【内閣府，厚生労働省】

新型コロナワクチンの接種による早期の集団免疫の獲得により、感染の収束が期待されていることから、接種の加速化に向けた体制の整備が求められています。市町村では、ワクチンの供給量等を考慮した接種計画を立てた上で、必要となる医師や看護師等の人員を確保する必要がありますが、そのためにはワクチンの安定的な供給が不可欠です。

つきましては、新たに承認される予定のワクチンを含め、ワクチンの種類や量，副反応の情報，具体的な供給スケジュール等を早期に地方公共団体に示すよう求めます。また，接種体制の整備費用については，新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などを活用していますが，引き続き，地方公共団体の所要額調査を実施し，国の責任において地方

負担が生じることがないように財政措置を求めます。加えて、ワクチンや治療薬の開発についても国が主導して行うよう求めます。

## 2 医療提供体制・検査体制の強化

【厚生労働省】

### (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の財源確保及び感染者の病床確保等に向けた弾力的運用

新型コロナウイルス感染症対策は確実かつ継続的に実施する必要がありますが、患者の受入体制整備のための病床確保等の財源として活用している新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、その根幹を担っている制度であることから、令和3年度通年分の確実な措置に関して早期に方針決定するとともに、継続的に必要額を確保するよう求めます。

加えて、本交付金は段階的に対象メニューが拡充されており、このたび、ワクチン接種に関して都道府県が実施する大規模接種会場の設置等の費用の一部について本交付金の対象とする方針が示されました。今後は、後方支援病床を確実に確保するための感染者受入病床と同様の空床補償制度や、医療機関に対して独自に交付する病床確保に係る協力金の創設を求めるとともに、感染症対策に関する想定外の需要についても交付金の対象を拡大するといった弾力的な運用を求めます。

### (2) 医療機関等に対する支援及び診療・検査体制の強化

新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の対象経費について、人件費は2/3、感染拡大防止等に要する費用は1/3の上限額が定められているため、自治体病院等では給与・手当等の処遇改善を迅速に行うことができず、補助基準額全額を活用することが困難な状況です。そのため、医療機関が制度を活用しやすくなるよう、補助要件の弾力的な運用を求めます。また、次の感染拡大に備えて、現在の診療・検査体制を維持・強化する必要があるため、

引き続き診療・検査医療機関に対する財政支援や個人防護具（PPE）の支給等の支援を求めます。

加えて、地域の医療提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入の有無に関わらず、受診・利用控えによる減収が生じている医療機関、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所への支援を求めます。

### 3 介護福祉・障害福祉サービス事業者等への支援

【厚生労働省】

#### (1) 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬に関する制度の整備

令和3年4月から介護報酬及び障害者福祉サービス等報酬が改定されるとともに、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な措置として、令和3年9月末までの間は基本報酬に0.1%が上乘せされています。しかし、今後の感染動向や影響の程度は予測が困難であり、想定以上の経費増加や利用控えによる減収、影響の長期化が生じるおそれもあることから、今般の報酬改定と新型コロナウイルス感染症が事業所の経営に与える影響を適切に把握・評価し、必要に応じて特例的な措置の継続や一層の上乗せ又は必要な支援策を講じるよう求めます。また、地域区分や処遇改善加算等を含む介護報酬の体系を検証し、都市部でも地方部でも等しく人材が確保できる報酬とするよう求めます。

なお、制度の設計に当たっては、利用者及び保険者に過大な負担を課すことがないよう配慮を求めます。

#### (2) 要介護者・障害者等の一時受入に対する支援

同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことで在宅で生活することが困難となった要介護高齢者については、介護保険の仕組みを活用して対応してきましたが、十分な対応ができない場合もあることから、介護機能を備えた一時受入施設による福祉支援など、介護保険制度外での支援体制を構築し継続的に運営するために必要な財政措置を求めます。また、同様の理由で介護者が不在となった在宅の

障害者については，国庫支出金を活用して，一時受入施設による介護支援の体制整備を進めてきていますが，受入に必要な介護人材の確保等のために必要な財政措置を求めます。

## **4 子育て関連事業者への支援及び保護者が感染した家庭の子どもへのケア**

**【内閣府，厚生労働省】**

### **(1) 児童福祉施設，放課後児童クラブ等への支援**

子どもとの直接的な接触を避けられない職場で，日々，自身の感染リスクを抱えながら，社会機能の維持や子どもの居場所確保のため，業務を継続している保育士や放課後児童クラブなどの従事者に対して，医療従事者や介護従事者と同様に，全国一律の制度として「慰労金」の給付を行うよう求めます。

### **(2) 保護者が感染した場合の児童への対応支援**

保護者が新型コロナウイルス感染症に感染し，同居する未感染児童の世話をすることができなくなった場合の取扱いについては，医療的な見地や親子が分離されることによる児童の心身への影響等も踏まえ，国において統一的な取扱いを示すとともに，児童相談所で保護を行うことになる場合に備え，個別対応施設の確保や対応人員の配置に係る支援，必要な財政措置を求めます。

## **5 感染症と関連する社会課題への対応**

**【内閣府，財務省，厚生労働省，国土交通省】**

### **(1) 虐待・DV防止対策の取組強化・財政負担の軽減**

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の生活不安やストレスなどにより児童虐待やDVの増加が懸念されることから，国において虐待・DV防止に関する広報啓発活動の強化やSNS等を活用した相談窓口の整備拡充等を求めます。また，地方公共団体において相談・対応体制の拡充や関係機関と連携した見守り支援の取組強化を行

う場合に国庫補助率を引き上げるなど、地方公共団体の財政負担の軽減を求めます。

## **(2) 住宅ローン返済猶予への支援**

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、住宅ローンの返済に困窮している方に対して、返済猶予を継続するとともに、返済総額が増加しないよう、より一層の柔軟な支援措置を求めます。

## **(3) 国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の減免措置への財政支援**

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の生活を支援するため、該当者の国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の減免措置については、引き続き国による全額の財政支援を継続することを求めます。また、将来の各種感染症による同様の事態に備え、当該財政支援を恒久化することを求めます。

# **6 学びの機会の保障及び学校運営体制整備支援**

**【内閣府，文部科学省，経済産業省】**

## **(1) 遠隔教育の推進と自宅学習支援策の充実**

再度の感染拡大局面にも対応し、学びの機会を保障するためにも、通信環境・機器の整備と併せて、ICTを活用したオンライン教育を柔軟に実施できる体制を早期に整える必要があります。家庭でのオンライン学習環境整備を推進するに当たり、家庭に負担を求めなくても済むよう、国の支援により高等学校における1人1台端末を実現させ、また、生徒の通信料の負担軽減策を講じるよう求めます。

さらに、急激なICT化の進展に伴う学校現場の負担増大に対応しながら、教員のスキルアップのための校内研修や生徒の自宅学習への支援など、遠隔教育を推進するための技術的な支援が図られるよう、ICT支援員の全校配置も視野に入れた十分な財政措置を講じるよう求めます。

加えて、遠隔授業等の充実のために必要となる授業目的公衆送信補償金については、国で一括対応するなど、地方公共団体の負担が生じないような財政措置を講じるよう求めます。

## **(2) 家計急変世帯等に対する修学支援制度の拡充**

本県では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激減し、経済的理由で就学に困難を来している生徒が増加しています。

つきましては、家計が急変した高校生のいる世帯等を対象とした就学支援金による支援制度の創設のほか、奨学給付金の給付対象の拡大と給付額の増額、給付型奨学金の創設、入学者選抜手数料、入学金及び寄宿舎料の減免など、高校生が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、修学支援制度の拡充を求めます。

## **(3) 学習指導員及びスクールサポートスタッフ配置支援**

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、小中学校への学習指導員及びスクールサポートスタッフの配置や県立高等学校への学習指導員及び教員業務支援員の配置は、感染防止対策と教員の負担軽減の両面から学校を支える施策として重要です。そのため、感染症対策として増員配置した分については、前年度と同様、地方負担分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当できるよう求めます。

## **(4) 生徒が安心して学校生活を送るための支援体制の確保に対する財政支援**

生徒が新型コロナウイルス感染症に関連した悩みや問題を一人で抱え込まず、安心して学校生活を送ることができるよう、電話及びSNSによる相談体制やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用して問題解決を図る体制の充実に向けた財政支援を求めます。

## **(5) 学校の管理運営費に対する財政支援等**

新型コロナウイルス感染症の長期化によって、感染予防のための消耗品の購入や光熱水費、学習支援のために必要な通信費の増加など、学校の管理運営経費全般の負担が大きくなっていることから、一層の

財政支援を求めます。また、感染予防のための夏期及び冬期の換気による空調電力の一時的な増加等に伴い、電気の基本料金が増加しているため、使用電力量等を実態に応じた料金体系に見直すよう国から電力会社へ要請することを求めます。

## **7 産業活動の継続・回復のための支援**

**【内閣府，総務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】**

### **(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源確保**

まん延防止等重点措置等による営業時間短縮要請の対象時間・対象区域の拡大や要請期間の延長などにより、飲食店等に対する協力が多額になっていることに加え、今後も地域経済への支援や感染対策を継続的に講じる必要があることから、引き続き地方単独分をはじめとした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源を確保するとともに、即時対応特定経費交付金の期限撤廃など一層の弾力的な運用を行うよう求めます。

### **(2) 持続化給付金等による支援の拡充**

感染拡大の影響を受け、厳しい経営環境にある事業者に対して、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和、企業規模に応じた支給額の引上げを行うよう求めます。また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の対象にならなかった地域についても、他地域でこれらが適用されたことによる経済的な影響を受けていることから、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金や月次支援金について、対象地域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るとともに、事業規模に応じた手厚い支援を講じるよう求めます。

さらに、事業者が必要な支援を受けられるよう各種支援策の迅速な周知・広報をはじめ、申請の簡素化・申請サポートなどきめ細かな対応を求めます。

### **(3) 雇用調整助成金等の特例措置の延長と支援体制の強化**

新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢が深刻化しつつあり、東日本大震災で被災した本県の事業者や労働者に対しては、一層の支援が必要とされています。そのため、雇用の維持・確保に向けて、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・休業給付金の一層の対象拡充及び延長を求めます。

さらに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外を問わず、飲食店をはじめとした様々な業種で働くパートやアルバイト等の方々も経済的な影響を受けていることから、事業者に対して、休業手当の支払いと雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用について強く働きかけるとともに、特に中小事業主等に対しては、助成制度の周知に加え、申請に関するサポート体制の整備を求めます。また、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付金については、事業者と労働者の双方に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、労働者に対する申請サポート体制の整備を求めます。

### **(4) 実質無利子・無担保融資による資金繰り支援の継続と損失補償に対する財政措置**

感染拡大の影響の長期化に伴い、売上げの大幅な減少などに苦しむ事業者にとって、実質無利子・無担保融資による資金繰り支援は、安定的な事業継続のために今後も必要と考えられることから、県の制度融資を活用した新型コロナウイルス感染症対応資金の運用再開及び償還期間延長を求めます。また、市町村制度融資からの借換えを含め、実質無利子・無担保融資の資金に対する資金需要の著しい増加に伴い、県から信用保証協会に対する損失補償の増加が見込まれるため、これに対応する財政措置を講じるよう求めます。

### **(5) 農林水産事業者に対する経営支援及び農林水産物の販路確保対策の推進**

新型コロナウイルス感染症の影響により、牛肉や花き、鮮魚等の農林水産物の需要が落ち込み、価格も大きく下落しました。国の経済対策や高収益作物次期作支援交付金等を活用した経営支援により、経営

の継続が図られ、多くの農林水産物で回復の兆しが見られるものの、業務用米の販売が低迷するなど、先行きが不透明な状況です。

今後も感染症の収束がいまだ見通せない状況であることを踏まえ、農林水産物の需要が急激に落ち込んだ場合は、生産者の経営支援や農林水産物の販路確保等の対策や財政支援を機動的に講じるよう求めます。

#### **(6) 地域公共交通事業者に対する財政支援**

地域交通事業者は、感染症拡大防止対策を講じながら、国民生活への影響を最小限にとどめるよう運行継続に努めてきましたが、利用者数は依然として回復せず、経営への悪影響の長期化が懸念されます。そのため、地域交通事業者の負担軽減に向け、利用者が一定の水準に回復するまでの期間は、国による必要かつ十分な財政支援の継続を求めます。

#### **(7) 空港・鉄道事業者に対する財政支援**

仙台空港及び仙台空港アクセス鉄道は、地域の生活や経済の活性化に欠かせない重要なインフラですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による空港利用者の激減により、運営会社は大変厳しい経営状況に直面しています。運賃収入等の減少による経営の影響を最小限に食い止め、今後も安定的な運営ができるよう、固定資産税及び都市計画税の減免制度における資本要件を撤廃するなど、必要な支援策を講じるよう求めます。また、航空需要の回復に向け、着陸料やグランドハンドリングに係る経費の軽減など、航空路線を再開するために運営会社が行う取組に対して、必要な財政支援を講じるよう求めます。

### **8 観光需要喚起施策に対する支援**

**【内閣府，財務省，国土交通省】**

#### **(1) 高速道路等の大幅な割引制度の実施及び地方道路公社の減収補てん**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな打撃を受けた地域経済の回復に向けて、観光地への誘客や物流活動の促進を図るため、高速道路等の大幅な割引制度の実施を求めます。

なお、割引制度の検討に当たっては、高速道路と一体となる地方道路公社の有料道路も含めた制度とし、割引に伴う減収への補てん策や、鉄道、フェリー事業者など他の公共交通機関への影響も十分に配慮した上で実施するよう求めます。

## (2) 観光振興施策に対する財政措置と支援制度の柔軟な運用

新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊事業者は予約止めやキャンセルが相次ぐなど、依然として深刻な経営状況が続いています。また、訪日外国人旅行者の誘客についても、これまで積み重ねてきた実績が壊滅的な状況となっています。本県でも、感染症の収束後に備えた観光需要の回復等に努めていますが、宿泊をはじめとする観光事業者などの経営が安定するまでには相当期間を要することが予想されます。

そのため、安心して宮城・東北を訪れることができるような新しい観光のスタイルを構築するための施策や継続的な観光需要喚起策の実施が求められているほか、渡航解除後を見据え、東北が一体となって行うインバウンド回復の取組も必要です。

つきましては、新型コロナウイルス感染症関連の観光振興施策の継続的な実施やインバウンド需要の早期回復を図るため、東北観光復興対策交付金に代わる新たな財政措置を講じるよう求めます。

加えて、「地域観光事業支援」では、県内旅行に対する割引やクーポン券の付与等の支援が受けられますが、対象がステージⅡ以下の都道府県に限定され、支援を受けるには事業開始から10月31日までに宿泊施設への予約が必要であること、事業の実施期間は12月31日までとすることなどとしており、感染状況の違いにより制度の活用に関する地域格差が生じる恐れがあります。そのため、各都道府県が十分に制度を活用して事業を実施できるよう、支援の対象や期間に関してより一層の柔軟な制度運用を行うことを求めます。

## 9 感染症を要因とする復興事業や公共事業への影響に対する柔軟な対応

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

新型コロナウイルス感染症の影響は多方面に及んでおり，変異株の感染者数が増加するなど，予断を許さない状況が続いています。公共事業等の実施においては，用地交渉や地元調整などの人との接触が想定される業務の見合わせや事業従事者の感染及び感染者との濃厚接触による自宅待機などにより，事業の進捗に支障を来すことが懸念されるほか，設備等の納入の遅れなどが生じている事業もあります。また，東日本大震災からの復興事業についても，対面対応を基本とする心のケア等の被災者支援事業に影響が生じているほか，災害援護資金貸付金でも感染症の影響による減収に伴い返済困難となった事案が発生しています。

つきましては，今後，新型コロナウイルス感染症の影響により事業の遅延が発生した場合には，繰越手続きや予算執行などの制度の運用について柔軟に対応するとともに，復興事業については引き続き特例的な財政措置を求めます。

## 10 地方税の減収に対する財源対策

【総務省】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は地方経済に大きな影響を与えており，今年度の地方税収についても大幅に減収するおそれがあります。そのため，令和2年度限りとされていた減収補てん債の対象税目拡大について，少なくとも新型コロナウイルス感染症による景気への影響が続いている間は継続するよう求めます。